

物部川清流保全推進協議会部会「濁水対策を進めるWG」要旨（第5回）

日 時： 平成24年2月13日（月）10:00～11:30

場 所： 香美農林合同庁舎 1階大会議室（香美市土佐山田町加茂777）

内容

1 協議事項

（1）各団体が行う広報の実施内容について情報共有を行った。

- ・事務局より、①環境農業推進課及び中央東農業振興センターが中心になってチラシ原稿作成、②啓発パネルの展示（2月4日、のいちのエコまつり）を行ったことを報告。
- ・WG参加の各団体が行う広報計画（実績）について報告。
- ・中央東農業振興センター管内の新たな取り組みとして、3月下旬から4月中下旬にかけて濁水防止のデモを実施する計画であることが報告された。

（2）せせらぎ水路付近での取り組みについて協議を行った。

- ・エリアを特定したモデル的な取り組みの実施と、そのための地権者情報の収集が前回WGで提起されたことを受けて、事務局と香南市が協議を行ったことを報告。
- ・香南市より地権者情報の提供について、固定資産税に関する情報であり、登記を見れば誰でもわかる情報であっても通常は第三者に提供しない情報であることが報告された。当該地域の土地改良区は解散手続き中のため、当該地域にある2つの田役組合（父養寺、西佐古）の所在地・代表者情報を活用することでどうか。
- ・団体を通じた広報ができるなら、無理に個人情報を取り出す必要はない。地域の先遣りへどうやって知らせていくか、それぞれの関係者がやりやすい話のしかたでいいだろう。
- ・物部川土地改良区連合への呼びかけは欠かせないのではないか。
- ・地区を特定した取組みは難しい。WGが把握している測定値は各地点のデータでしかなく、水量や面積などによっては流域各所で濁度の高いところがあると思われる。
- ・地区を特定するとその地区だけが濁水を出しているように受け止められやすい。
- ・JAや農振センターが行う濁水対策は、啓発広報やデモへの参加呼びかけなど、広く呼びかけて巻き込んでいく方法が取り組みやすい。
- ・誰に話を持ちかければスムーズに進むか。地域には指導的な役割を果たす人もいるのではないかな。人の気持ちを大事にしながら、実行のあがる取組みを何かやらなければいけない。
- ・「この地域が悪い」ではない広報を。
- ・せせらぎ水路付近をエリアとして特定する取組みは行わない。
- ・JAや農振センター等の行う広報やデモを、今回話題となった田役組合代表者も含めて流域に広く呼びかける取組みを行う。

（3）後川放水路の防潮水門の管理について、中央東土木事務所から情報提供を受けた。

- ・管理操作のルールとして明文化されているのは、水位（平時と洪水時）と塩分濃度の基準である。濁度に関する規定はない。
- ・管理の委託先によると、代掻き時期の運用として、分流水門の上段を絞ってできるだけ海に流れ出るように気をつけているとのこと。

(4) 平成 24 年春の濁度調査実施について協議を行った。

- ・調査地点は前年と同じ 5 地点で実施する。調査地点は増やさない。
- ・調査期間は H24. 2. 27～H24. 4. 26 までの月曜日と木曜日とする。ただし、川干期間中 (3/1～3/9) は水がないため測定しない。
- ・本川の濁度測定の頻度はどうか。
- ・(国交省) 山田堰、戸板島、深淵の 3 地点において、3 ヶ月に 1 回 (1 月・4 月・7 月・10 月の各月上旬) の頻度で測定している。
- ・県環境審議会の水環境部会で、濁度について県も調査するという話があったので情報収集してほしい。

【まとめ】

- ◆エリアを特定して行う濁水防止策のモデル的な取組みは、WGでは行わない。
- ◆WGでは、JAや農振センター等が行うデモの実施や広報を、流域全体に広く呼びかける取組みを行う。
- ◆平成 24 年春の濁度調査は、前年と同じ 5 地点 (①山田堰記念公園付近、②片地川河口付近、③高河原樋門付近、④せせらぎ水路、⑤後川樋門付近) で、H24. 2. 27～H24. 4. 26 の間の毎週月・木曜日に実施する (川干期間中は除く)。